



温故知新



ヒヤリ・ハット活動をしよう

○ヒヤリハット活動とは…？

思いがけない出来事に「ヒヤリ」としたり、事故寸前に「ハッ」としたりすることが名前の由来です。危ないことが起こったが災害には至らなかった事象を分析することで事前の対策と危険の認識を深め**重大な災害を未然に防ぐ活動**です。

○「ハインリッヒの法則」が根拠に。

「1件の重大事故の背景には29件の軽傷災害と300件の傷害のない災害が隠れている」というハインリッヒの法則。

ヒヤリハット活動はさらに災害には至らなかったもっと多くの不安全行動を見つけ出し、それが災害に至らずにすんだ理由を明らかにし、迅速に対策をたてることで事故を防ぐことを目的としています。



○ヒヤリハット活動の利点

・危険感受性の向上

→体験した危険を客観的に分析し文字にすることで感受性を鋭くし、危険に気づける目を育てることができます。

・危険要因の早期除去

・労働災害発生率が低くなる！

→ヒヤリハットの報告件数が多い事業所ほど発生した災害の件数が少なくなる傾向にあります。



どんなに些細な事でも、体験・目撃・予測したヒヤリハットを報告してください！

まずは「作業中にこんなことがあった」という雑談を職長や現場管理の人に話してみてください。

それを一緒に分析しヒヤリハット報告をすることで防げる事故があります。事故の1歩手前を共有することで危機感知能力を磨きましょう。

【今号の主な内容】

- P① ヒヤリハット活動をしよう
- P② 建設業の2024年問題
- P③ 資格試験合格報告
- P④ ことわざ・次回案内



発行

野田工業 株式会社
東京都中央区銀座6-6-19
TEL : 03-3572-1866

ことわざ・格言にならう安全衛生訓

- 微塵眼に入れば大山も見えず ●
- ・適切な保護メガネの着用を



「微塵眼に入れば大山も見えず」とは、小さなゴミでも眼に入ると、痛くて眼を開けることができず、大きな山も見ることができなくなる、という意味です。

日常生活や仕事の中で、目が果たす役割は五感の中でも飛び抜けて大きいものです。そのため眼の神経もとくに敏感にできており、異物が眼の中に入ったりしますと、痛みでその排除を要求するのでしょうか。

目に微塵や薬品の飛沫など、異物が入ったときの応急処置は、微細な一般の塵埃の場合は、眼を閉じて涙と一緒に出す方法が一番です。それでも出ない場合は、まぶたをひっくりかえして清潔なガーゼにくっつけるようにして取ります。薬品などが入った場合は、大量の水で、十分まぶたを開いて20分以上は洗い流すようにします。その上で医師の手当てを受けましょう。

職場では、粉じんや薬品などが発散しないような措置を行うとともに、適切な保護メガネの着用を励行したいものです。



【 職長会のお知らせ 】

- ★日時 2024年4月22日(月)
- ★時間 18時00分～
- ★会場 銀座ユニーク7丁目 N302





資格取得おめでとうございます



前回の職長会にて一部の資格取得者の表彰を行いました、改めてご紹介させていただきます。

2級管工事施工管理技士補

- ・ 工事営業部 佐藤 由奈
- ・ 工事営業部 水町 泰

登録保温保冷基幹技能者

- ・ 工事管理部 森田 勲
- ・ コスモ工業 藤本 道宏

野田工業では資格取得を応援しています。

- ・ 登録保温保冷基幹技能者講習
- ・ 熱絶縁施工(保温保冷工事作業)技能検定
- ・ 各種技能講習・特別教育
- ・ 職長安全衛生責任者教育、職長安全衛生責任者再教育



などご興味もしくは必要な資格がございましたらぜひお声掛けください。

また資格の有効期限切れ前にはこちらから受講のご連絡をさせていただきます。



新しい資格を取得したら、資格証の写しの送付も忘れずに！

グリーンサイトの更新にご協力ください

年度末で有効期限を迎える書類が何点か見受けられます。
新しいものが届いたらすぐにご報告をお願いします！
有効期限切れ前の更新にご協力ください。

年度末に切れるものがほとんどです。ぜひ早めの更新・報告を。

- ①健康診断
- ②**特別労災**
- ③建設業許可証
- ④国民健康保険
- ⑤在留カード
- ⑥各種資格証

万が一健康診断の期限内に受診に行けない場合は、受診予定日を教えてください。

等々

住所や緊急連絡先などの個人情報に変更があった際もご連絡ください。
有効期限がわからない際は現場担当者や深澤に一言いただければお伝えします。
何卒ご協力をお願いいたします。

建設業の2024年問題とは・・・？ ～いよいよ適用される働き方改革を再確認しよう～

○建設業の2024年問題○

⇒「働き方改革関連法」が適用される2024年4月までに建設業が解決しなければならない労働環境問題のこと。

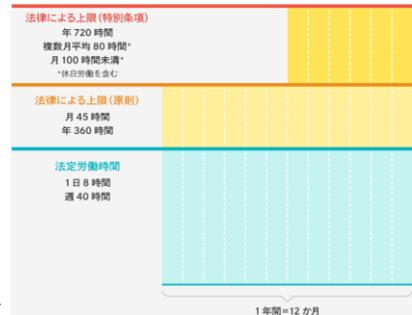
働き方改革関連法

①時間外労働の上限規制適用

<現在> 36協定を締結し届出を出していれば時間外労働時間に上限なし
<適用後> 時間外労働の**上限規制の適用**、超過した場合**罰則あり**

上限規則

原則 **1ヶ月 45時間 1年 360時間**
(取り決めがあれば上限は上がるが
特別条項付きの36協定の締結が必要)



②割増賃金の引き上げ

<現在> 法定時間外労働の割増賃金率は25%
<適用後> 時間外労働が月60時間を超えたら割増率は**50%に引き上げ**

③年5日の有給休暇取得が義務化

雇用者は有給休暇をいつ取得したかを記録し、3年間保管しておく必要がある

人工でしか出勤を管理していない
出勤退勤が電話報告
現場がない日を有給休暇
にしよう



- 何時から何時まで働いたかを目に見える形で管理
- 残業や休憩時間をきちんと把握
- 有給休暇の計画的な取得を促す

《お願い》

働き方改革関連法適用により安全書類として**36協定の提出**を現場から求められることが出てきました。

こちらから36協定の写しをお願いした際はスムーズなご提出にご協力ください。

また万が一まだ取得していない場合はなるべく早くの取得をお願いいたします。

毎月の締め日を迎えてから残業時間を数えるのではなく、
日々きちんと残業時間の管理をお願い致します。